海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が

無記載となっている場合の取扱いに係るＱ＆Ａ

【「Ⅰ　対　象」について】

Ｑ１　１に「保護者の海外勤務等やむを得ない事情により、海外現地校で教育を受けた者」とあるが、本人のみで海外現地校で教育を受けた者は対象とならないのか。

Ａ１　本人の意思で留学した場合などは対象になりません。ただし、特別の事情等があるなど、判断に迷う場合は府教育庁に問い合わせてください。

Ｑ２　１に「保護者の海外勤務等やむを得ない事情により、海外現地校で教育を受けた者」とあるが、日本人学校がある地域に居住していた生徒が、海外現地校で教育を受けた場合は対象となるのか。

Ａ２　日本人学校がある地域かどうかにかかわらず、海外現地校で教育を受けた場合は対象となります。

Ｑ３　２に「日本で居住した期間は日本の中学校へ就学している者」とありますが、日本の中学校に在籍して、インタ－ナショナルスクール等で学んでいる場合は対象とならないのか。

Ａ３　対象とはなりません。原則として、日本で居住した期間には「中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（いわゆる一条校）」で学んでいることが必要です。

Ｑ４　中学校１年生の年度末は日本の中学校に在籍していたが、２年生から３年生の途中まで海外現地校で教育を受け、３年生の途中から編入学又は転入学した生徒がこの取扱いを申請した場合、申請できるかどうかはどのように判断すればよいのか。

Ａ４　編入学の場合は、中学校１年生時の指導要録は引き継がれていないので、中学校１年生の学年末の在籍校に評定等を問い合わせてください。その結果、中学１年生時の評定や所見が記載されていれば、この取扱いの対象者となると判断してください。全教科が無記載の場合など、判断に迷う場合は府教育庁に問い合わせてください。また、転入学の場合は、引き継がれた指導要録の内容から同様に判断してください。

Ｑ５　外国で生まれ育った者が、日本の中学校に編入学した場合は、この取扱いの対象者となるのか。

Ａ５　対象者となります。ただし、日本で居住した期間は日本の中学校に就学することが必要です。

【「Ⅱ　提出書類」の２「海外現地校での成績を証明する書類」について】

Ｑ１　中学校ではどのような内容を確認すればよいのか。

Ａ１　海外現地校で成績が付いていることと、海外現地校で教育を受けたため調査書評定が無記載となる学年の３月末に当該現地校に在籍していたことを確認してください。

Ｑ２　提出された成績証明書に在籍期間が記載されていない場合は、どうすればよいのか。

Ａ２　在籍期間を確認できる何らかの資料を用意してください。

Ｑ３　日本語や英語の書類が手に入らなければ、申請できないのか。

Ａ３　申請は可能です。ただし、申請に必要な情報（成績及び在籍期間）にマーカーし、日本語訳をつけるなど、内容が分かるようにしたうえで、申請してください。

Ｑ４　海外現地校に在籍した期間が短いため、成績証明書は発行できないと言われた。教育課程を示す書類はあるが、それだけで申請はできるのか。

Ａ４　教育課程を示す書類の他に、本人の学習活動を証明するものも必要です。例えば、出席状況を示す書類等を用意してください。